

工事成績評定改定に伴う、関係規則・要綱・要領等の改定

## 新旧対照表

令和6年4月1日 技術監理局検査課

## 改定の理由

1. 工事成績評定改定における、以下の事項(①～④)に伴い、関連要綱・要領等を改定する。
  - ①工事担当係長の評価項目において、「高度技術」を見直し、「工事特性」に変更する。
  - ②中間検査(出来形検査、一部完成検査)の評定を行う。
  - ③竣工後に評定点の見直しを行う場合が発生する  
(「法令遵守」等において、契約制度課が行う措置内容(指名停止、口頭注意、文書警告等)に対応した減点を実施する場合)。
  - ④評点配分の見直し
  
2. 上記1以外にも、現要綱等の内容を精査し、修正するもの。

## 改定する要綱等の一覧

| 項番 | 要綱等                     | 改定の理由 |       |       |       |   |
|----|-------------------------|-------|-------|-------|-------|---|
|    |                         | 1 - ① | 1 - ② | 1 - ③ | 1 - ④ | 2 |
| 1  | 北九州市請負工事監督要領            |       |       |       |       | ● |
| 2  | 北九州市請負工事検査要綱            |       | ●     |       |       | ● |
| 3  | 北九州市過積載防止対策実施要綱         |       |       |       |       | ● |
| 4  | 北九州市請負工事成績評定要領          | ●     | ●     | ●     |       | ● |
| 5  | 工事成績優秀表彰実施要領            |       |       | ●     |       | ● |
| 6  | 工事における安全対策優秀表彰実施要領      |       |       | ●     |       | ● |
| 7  | 北九州市工事成績評定の通知及び公表実施要領   | ●     | ●     | ●     | ●     | ● |
| 8  | 成績優秀表彰受賞者の認定ロゴマーク使用要綱   |       |       | ●     |       | ● |
| 9  | 成績優秀表彰受賞者の認定ロゴマーク使用実施要領 |       |       |       |       | ● |

(参考)

| 北九州市請負工事監督要領   |  |
|--|--|
| 新  | 旧  |
| 第1条～第10条 (略)<br><br>(図書等の整備)<br>第11条 第1項条文 (略)<br>(1)～(8) (略)<br>(9) 工事支給材料がある場合<br><u>ア</u> 検収簿、受払簿、受領書 ・ ・ 半角を全角に修正<br><u>イ</u> 材料(試験)関係書類 ・ ・ 半角を全角に修正<br>(10)～(12) (略)<br><br>第12条～第31条 (略)<br><br>付 則 ( )<br>この要領は、昭和50年6月28日から実施する。<br>付 則 | 第1条～第10条 (略)<br><br>(図書等の整備)<br>第11条 第1項条文 (略)<br>(1)～(8) (略)<br>(9) 工事支給材料がある場合<br><u>ア</u> 検収簿、受払簿、受領書<br><u>イ</u> 材料(試験)関係書類<br>(10)～(12) (略)<br><br>第12条～第31条 (略)<br><br>付 則<br>この要領は、昭和50年6月28日から実施する。<br>付 則 |

この要領は、昭和60年7月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成7年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

この要領は、昭和60年7月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成7年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

| 北九州市請負工事検査要綱  |  |
|---|--|
| 新   | 旧  |
| <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(検査結果の保管及び工事成績の評定)</p> <p>第11条 検査員は、検査を終了したときは、検査台帳に当該工事に係わる検査結果を記載し、保管しなければならない。</p> <p>2 検査員は、完成検査、<u>一部完成検査及び出来形検査</u>が終了したときは、直ちに当該工事に係る工事成績評定表を「北九州市請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)に基づいて作成しなければならない。</p> <p>3 検査員は、前2項の検査結果及び工事成績評定表を直ちに権限を有する者に提出しなければならない。</p> <p>(検査結果の回付)</p> <p>第12条 検査員は、前条の<u>検査結果</u>及び工事成績評定表を直ちに契約担当課長に回付しなければならない。</p> | <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(検査結果の保管及び工事成績の評定)</p> <p>第11条 検査員は、検査を終了したときは、検査台帳に当該工事に係わる検査報告を記載し、保管しなければならない。</p> <p>2 検査員は、完成検査が終了したときは、直ちに当該工事に係る工事成績評定表を「北九州市請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)に基づいて作成しなければならない。</p> <p>3 検査員は、前2項の検査報告及び工事成績評定表を直ちに権限を有する者に提出しなければならない。</p> <p>(検査結果の回付)</p> <p>第12条 検査員は、前条の<u>結果報告</u>及び工事成績評定表を直ちに契約担当課長に回付しなければならない。</p> |

2 前項に定める回付は、完成検査の場合に限る。

第13条～第14条 (略)

付 則

この要綱は、昭和50年6月28日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成7年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年2月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

付 則

第13条～第14条 (略)

付 則

この要綱は、昭和50年6月28日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成7年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年2月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

| 北九州市過積載防止対策実施要綱  |   |
|--|---|
| 新  | 旧   |
| <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(過積載防止への<u>取組</u>)</p> <p>第5条 第1項条文 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>付 則<br/>この要綱は、平成18年10月1日から実施する。</p> <p>付 則<br/>この要綱は、平成27年8月1日から実施する。</p> <p>付 則<br/>この要綱は、平成28年4月1日から実施する。</p> <p><u>付 則</u><br/><u>この要綱は、令和6年4月1日から実施する。</u></p> | <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(過積載防止への<u>取り組み</u>)</p> <p>第5条 第1項条文 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>付 則<br/>この要綱は、平成18年10月1日から実施する。</p> <p>付 則<br/>この要綱は、平成27年8月1日から実施する。</p> <p>付 則<br/>この要綱は、平成28年4月1日から実施する。</p> |

| 北九州市請負工事成績評定要領  |   |
|---|---|
| 新   | 旧   |
| <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(評定の内容)</p> <p>第3条 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。</p> <p>2 評価項目は次のとおりとする。</p> <p>(1) 施工体制</p> <p>(2) 施工状況</p> <p>(3) 出来形及び出来ばえ</p> <p><u>(4) 工事特性</u></p> <p><u>(5) 創意工夫</u></p> <p><u>(6) 社会性等</u></p> <p><u>(7) 法令遵守等</u></p> | <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(評定の内容)</p> <p>第3条 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。</p> <p>2 評価項目は次のとおりとする。</p> <p>(1) 施工体制</p> <p>(2) 施工状況</p> <p>(3) 出来形及び出来ばえ</p> <p><u>(4) 創意工夫等</u></p> <p><u>(5) 社会性等</u></p> <p><u>(6) 法令遵守等</u></p> |

(評定者)

第4条 第3条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、北九州市工事執行規則(以下「規則」という。)第7条で定める監督員、監督員の直属の係長(以下「工事担当係長」という。)及び規則第14条で定める検査員とする。

第5条 (略)

(評定の時期)

第6条 監督員及び工事担当係長の評定は、工事が完了したとき、検査員の評定は、完成検査、一部完成検査及び出来形検査が終了したときに行うものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第7条 技術監理局長は、評定結果を当該工事の受注者に対して通知するとともに公表するものとする。通知及び公表の内容や方法については北九州市工事成績評定の通知及び公表実施要領(以下「実施要領」という。)に定める。

(評定者)

第4条 第3条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は検査員、監督員及び工事担当係長とする。

第5条 (略)

(評定の時期)

第6条 監督員及び工事担当係長の評定は、工事が完了したとき、検査員の評定は、完成検査が終了したときに行うものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第7条 技術監理局長は、評定結果を当該工事の受注者に対して通知するとともに公表する。通知及び公表の内容や方法については別途定める。

(説明要求等)

第8条 前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、技術監理局長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 技術監理局長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。回答の内容や方法については実施要領に定める。なお、回答に当たり、必要に応じて別に定める工事成績評定委員会に諮るものとする。

(評定の修正)

第9条 技術監理局長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 技術監理局長は、前項の修正を行った場合は、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。通知及び公表の内容や方法については実施要領に定める。

第10条 (略)

附 則

この要領は、平成14年4月1日以降に契約する工事から適用する。

(説明要求等)

第8条 第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、技術監理局長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 技術監理局長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。なお、回答に当たり、必要に応じて別に定める工事成績評定委員会に諮るものとする。

(評定の修正)

第9条 技術監理局長は、第8条の工事成績評定委員会の意見により、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 技術監理局長は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

第10条 (略)

附 則

この要領は、平成14年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日以降に検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日以降に検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日以降に検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日以降に検査を実施する工事から適用する。

**工事成績優秀表彰実施要領**

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 <u>前条</u>の規定に該当するものとして表彰を受けるものには、表彰状を送付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建設工事功労賞)</p> <p>第4条 継続して良好な工事の施工に努めた企業に対して、建設工事功労賞の表彰を行い、表彰状を授与する。</p> <p>なお表彰の対象となる企業などについては、別途定める<u>建設工事功労賞取扱規程</u>によるものとする。</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 <u>第2条</u>の規定に該当するものとして表彰を受けるものには、表彰状を送付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建設工事功労賞)</p> <p>第4条 継続して良好な工事の施工に努めた企業に対して、建設工事功労賞の表彰を行い、表彰状を授与する。</p> <p>なお表彰の対象となる企業などについては、別途定める<u>取扱規程</u>によるものとする。</p> |

(表彰の公表)

第5条 工事成績優秀表彰されたものは、表彰者名とともに対象となった工事名、現場代理人名、配置技術者名及び評定点を技術監理局において掲示し、北九州市のホームページに掲載する。

2 建設工事功労賞を表彰されたものは、表彰者名を北九州市のホームページに掲載する。

(表彰の無効)

第6条 北九州市請負工事検査要綱第13条又は北九州市請負工事及び設計業務委託表彰要綱第3条第1項第2号の規定により、評定が無効となった場合は、表彰は無効とする。

(表彰の取消し)

第7条 技術監理局長は、表彰を行った後に北九州市請負工事成績評定要領第9条第1項の規定により、当該表彰の根拠となった工事の評定が修正となった結果、第2条及び第4条に該当しない場合は、表彰を取り消すものとする。

2 前項の規定により表彰を取り消したときは、その旨を当該受注者に通知するとともに、第5条による公表を訂正する。

(表彰の公表)

第5条 表彰したものは、表彰者名とともに対象となった工事名、現場代理人名、配置技術者名及び評定点を技術監理局において掲示し、北九州市のホームページに掲載する。

(表彰の無効)

第6条 北九州市請負工事検査要綱第13条の規定により、評定が無効となった場合は、表彰は無効とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技術監理局長が定める。

附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年1月1日から施行する。

※（平成27年度、平成28年度の工事成績評定を以って、平成29年度に表彰）

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技術監理局長が定める。

附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年1月1日から施行する。

※（平成27年度、平成28年度の工事成績評定を以って、平成29年度に表彰）

| 工事における安全対策優秀表彰実施要領   |  |
|--|--|
| 新  | 旧  |
| <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この要領は、北九州市請負工事及び設計業務委託表彰要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第3号の表彰について必要な事項を定めるものとし、北九州市が発注する請負工事（以下「工事」という。）について、労働災害や公衆災害の防止対策が特に優秀な受注者を表彰することにより、安全意識の向上と労働災害等の防止を推進することを目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> | <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この要領は、北九州市請負工事及び設計業務委託表彰要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第3号の表彰について必要な事項を定めるものとし、北九州市が発注する請負工事（以下「工事」という。）について、労働災害や公衆災害の防止対策が特に優秀な受注者を表彰することにより、安全意識の向上と労働災害等の防止を推進することを目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> |

第6条 (略)

第7条 (略)

(表彰の無効)

第8条 北九州市請負工事検査要綱第13条及び北九州市請負工事  
及び設計業務委託表彰要綱第3条第1項第2号の規定により、評  
定が無効となった場合は、表彰は無効とする。

(表彰の取消し)

第9条 技術監理局長は、表彰を行った後に北九州市請負工事成績  
評定要領第9条第1項の規定により、当該表彰の根拠となった工  
事の評定が修正となった結果、第3条の要件に該当しない場合は、  
表彰を取り消すものとする。

2 前項に規定により表彰を取り消したときは、その旨を当該  
受注者に通知するとともに、第7条による公表を訂正する。

第6条 (略)

第7条 (略)

(表彰の無効)

第8条 北九州市請負工事検査要綱第13条の規定により、評定が  
無効となった場合は、表彰は無効とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成24年1月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、竣工認定日が平成30年4月1日以降の工事から適用する。

付 則

この要領は令和6年4月1日から適用する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成24年1月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、竣工認定日が平成30年4月1日以降の工事から適用する。

| 北九州市工事成績評定の通知及び公表実施要領   |   |
|---|---|
| 新   | 旧   |
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本<u>実施</u>要領は、「北九州市請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。) <u>に定める評定結果の通知及び公表並びに説明要求等への回答の内容や方法について必要な事項</u>を定める。</p> <p>(評定点等の通知)</p> <p>第2条 <u>評定要領第7条に定める評定結果の通知は、評定点等</u>を別記様式第1により通知するものとする。</p> <p>2 <u>前項に定める通知は、完成検査の評定点に限る。</u></p> <p><u>3</u> 評定要領第9条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。</p> <p>(説明請求)</p> <p>第3 <u>条文削除</u></p> <p><u>第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条を第4条とする。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1 本要領は、<u>工事成績について</u>、「北九州市請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。) <u>第7条の通知並びに評定要領第8条の回答に関する事項</u>を定める。</p> <p>(評定点等の通知)</p> <p>第2 <u>技術監理局長は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の受注者に評定点を別記様式第1により通知するもの</u>とする。</p> <p>2 <u>また、評定要領第9条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。</u></p> <p>(説明請求)</p> <p>第3 第2の1項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、技術監理局長に対して評定点等について説明を求めることができる。</p> |

(説明請求の提出)

第4 条文削除

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条を第4条とする。

(説明請求に対する回答)

第3条 評定要領第8条第2項に定める回答は、30日以内に別記様式第2により回答するものとする。

2 (略)

3 (略)

(評定点の公表)

第4条 評定要領第7条に定める評定結果の公表は、評定点等を別記様式第3により技術監理局において掲示し、北九州市のホームページに掲載する。

2 評定要領第9条第1項に基づき評定を修正した場合は、前項の公表を訂正する。

(説明請求の提出)

第4 第3の書面の提出先は、技術監理局とする。

(説明請求に対する回答)

第5 技術監理局長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、30日以内に別記様式第2により回答するものとする。

2 (略)

3 (略)

(評定点の公表)

第6 第2の1項及び2項の通知を行った評定点は、別記様式3により、閲覧による方法により公表するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する工事から適用する。

(別記様式第1)

別記様式第1

令和 年 月 日

商号又は名称  
代表者名

様

北九州市技術監理局長  
〇 〇 〇 〇  
(公 印 省 略)

### 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

工事請負契約約款第47条の2（専ら団契与の場合の解除権）の規定により契約解除された際には、当該工事の工事成績評定点は無効となります。

記

- 1 工事名
- 2 工期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日
- 3 成績評定 評定点 点 項目別評定点は、別表1のとおり
- 4 受付番号 第 号
- 5 検査日 令和 年 月 日
- 6 送付先及び手続き等の問い合わせ先  
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1  
北九州市技術監理局検査課 宛  
TEL 093-582-2038

(別記様式第1)

別記様式第1

平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者名

様

北九州市技術監理局長  
〇 〇 〇 〇  
(公印省略)

### 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日
- 3 成績評定 評定点 点 項目別評定点は、別表1のとおり
- 4 受付番号 第 号
- 5 完成検査日 平成 年 月 日
- 6 送付先及び問い合わせ先  
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局検査課 宛  
TEL 093-582-2038

(別記様式第2)

別記様式第2

北九技検第 号  
令和 年 月 日

商号又は名称  
代表者名

様

北九州市技術監理局長  
〇〇〇〇  
(公印省略)

工事成績評定に係る説明書 (回答)

令和 年 月 日付で貴社から説明を求められました評価内容について、  
下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答

(別記様式第2)

別記様式第2

北九技検第 号  
平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者名

様

北九州市技術監理局長  
〇〇〇〇  
(公印省略)

工事成績評定に係る説明書 (回答)

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められました評価内容について、  
下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答



(別表1)

別表1

項目別評定点

| 評価項目           | 細別          | 評定点 / 満点   |
|----------------|-------------|------------|
| 1 施工体制         | I 施工体制一般    | 3.3点 / 満点  |
|                | II 配置技術者    | 4.1点 / 満点  |
| 2 施工状況         | I 施工管理      | 13.0点 / 満点 |
|                | II 工程管理     | 8.1点 / 満点  |
|                | III 安全対策    | 8.8点 / 満点  |
|                | IV 対外関係     | 3.7点 / 満点  |
| 3 出来形及び出来ばえ    | I 出来形       | 14.9点 / 満点 |
|                | II 品質       | 17.4点 / 満点 |
|                | III 出来ばえ    | 8.5点 / 満点  |
| 4 工事特性 (加点のみ)  | I 施工条件等への対応 | 7.3点 / 満点  |
| 5 創意工夫 (加点のみ)  | I 創意工夫      | 5.7点 / 満点  |
| 6 社会性等 (加点のみ)  | I 地域への貢献等   | 5.2点 / 満点  |
| 7 法令遵守等 (減点のみ) |             |            |
| 評定点合計          |             | 100点       |

(別表1)

別表1

項目別評定点

| 評価項目            | 細別            | 評定点 / 満点   |
|-----------------|---------------|------------|
| 1. 施工体制         | I. 施工体制一般     | 3.4点 / 満点  |
|                 | II. 配置技術者     | 4.0点 / 満点  |
| 2. 施工状況         | I. 施工管理       | 12.0点 / 満点 |
|                 | II. 工程管理      | 9.7点 / 満点  |
|                 | III. 安全対策     | 10.9点 / 満点 |
|                 | IV. 対外関係      | 3.4点 / 満点  |
| 3. 出来形及び出来ばえ    | I. 出来形        | 16.0点 / 満点 |
|                 | II. 品質        | 17.2点 / 満点 |
|                 | III. 出来ばえ     | 10.3点 / 満点 |
| 4. 創意工夫等 (加点のみ) | I. 創意工夫・高度技術力 | 8.0点 / 満点  |
| 5. 社会性等 (加点のみ)  | I. 地域への貢献等    | 5.1点 / 満点  |
| 6. 法令遵守等 (減点のみ) |               |            |
| 評定点合計           |               | 100点       |

(※ 基準点——「満点」の65%)

| 成績優秀表彰受賞者の認定ロゴマーク使用要綱  |   |
|--|---|
| 新  | 旧   |
| <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(認定ロゴマークの使用について)</p> <p>第3条 <u>前条</u>に規定された使用認定者から、認定ロゴマークの使用申請が提出された場合は、認定ロゴマークの使用を承諾することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定ロゴマークの使用<u>取消し</u>について)</p> <p>第4条 次の各号に該当するものは、使用承諾を<u>取消し</u>とする。</p> <p>(1) 工事表彰要領第<u>6</u>条及び設計表彰要領第5条の定めにより、表彰が無効となった場合。</p> <p>(2) 新たな成績評定結果が、設計業務委託の場合は65点未満、請負工事の場合は70点未満となった場合。</p> | <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(認定ロゴマークの使用について)</p> <p>第3条 <u>第2条</u>に規定された使用認定者から、認定ロゴマークの使用申請が提出された場合は、認定ロゴマークの使用を承諾することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定ロゴマークの使用<u>取り消し</u>について)</p> <p>第4条 次の各号に該当するものは、使用承諾を<u>取り消し</u>とする。</p> <p>(1) 工事表彰要領第<u>5</u>条及び設計表彰要領第5条の定めにより、表彰が無効となった場合。</p> <p>(2) 新たな成績評定結果が、設計業務委託の場合は65点未満、請負工事の場合は70点未満となった場合。</p> |

(3) 北九州市請負工事成績評定要領第9条第1項の定めにより  
修正された成績評定結果が、第2条の規定に該当しなくな  
った場合。

(4) 認定ロゴマークの使用期間中に指名停止、又は契約約款上  
の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合にお  
けるその不適合が生じた場合。

(5) 法令遵守違反及びその他、不適切な行為が生じた場合。

第5条 (略)

付 則

この要綱は平成24年4月1日以降に契約する設計業務委託及び  
請負工事から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(3) 認定ロゴマークの使用期間中に指名停止、又は契約約款上  
の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合にお  
けるその不適合が生じた場合。

(4) 法令遵守違反及びその他、不適切な行為が生じた場合。

第5条 (略)

付 則

この要綱は平成24年4月1日以降に契約する設計業務委託及び  
請負工事から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

成績優秀表彰受賞者の認定ロゴマーク使用実施要領

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(認定ロゴマークの使用<u>取消し</u>について)</p> <p>第4条 要綱第4条の各号における認定ロゴマーク使用<u>取消し</u>に該当した場合は、様式第3号の使用<u>取消し</u>通知を使用者に通知し、使用を<u>取消す</u>。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この要領は平成24年4月1日以降に契約する設計業務委託及び請負工事から適用する。</p> <p>付 則</p> <p>この要領は平成28年4月1日以降に契約する設計業務委託及び請負工事から適用する。</p> <p><u>付 則</u></p> | <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(認定ロゴマークの使用<u>取り消し</u>について)</p> <p>第4条 要綱第4条の各号における認定ロゴマーク使用<u>取り消し</u>に該当した場合は、様式第3号の使用<u>取り消し</u>通知を使用者に通知し、使用を<u>取り消す</u>。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この要領は平成24年4月1日以降に契約する設計業務委託及び請負工事から適用する。</p> <p>付 則</p> <p>この要領は平成28年4月1日以降に契約する設計業務委託及び請負工事から適用する。</p> |

この要領は令和6年4月1日以降に契約する設計業務委託及び  
請負工事から適用する。

様式第1号 (略)

様式第2号 「取消し」に修正

様式第3号 「取消し」に修正

様式第1号 (略)

様式第2号 「取り消し」という文言

様式第3号 「取り消し」という文言